

<b>第9問</b>	<b>盗品又は遺失物の回復</b>	目標解答時間	DATEを記入	/	/	/	出題頻度
		3分00秒	チェック				—
〈出題ポイント〉 条文知識：2 判例知識：3 先例知識：0 学説：0 その他：0							

盗品又は遺失物の回復に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aの所有する動産をBが横領してCに売り渡し即時取得が成立した場合、Aはその横領の時から2年間、Cに対してその動産の返還を請求することができる。
- イ Aの所有する動産をBが盗み、その後Cに売り渡し即時取得が成立した場合、Aは、Cがその動産について即時取得をした時から2年間、Cに対してその動産の返還を請求することができる。
- ウ Aの所有する動産を賃借中のBよりCがこれを盗んで善意のDに売り渡し即時取得が成立した場合、A及びBは、一定の期間において、いずれもDに対して返還を請求することができる。
- エ Aの所有する動産を盗んだBからCが善意で買い受け即時取得が成立した。その後Dが転得し占有するに至った場合、Aは一定の期間において、Dに対して返還請求をすることができる。
- オ Aの所有する動産をBが盗み、その後Cに売り渡し即時取得が成立した場合、AがCに対して回復請求をする前にその物が滅失したとき、AはCに対して、回復に代わる賠償を請求することができる。

- 1 アエ                      2 アオ                      3 イウ                      4 イオ                      5 ウエ

第9問	盗品又は遺失物の回復	科目	正解 5
		民法	

【コメント】

民法 193 条及び 194 条は、即時取得制度（民法 192 条）を前提として所有者と占有者の利益調整を図ることを目的とする規定です。その要件は、①「盗品又は遺失物」であること、②期間制限として「盗難又は遺失の時から」2 年間以内であること、③請求権者は「被害者又は遺失者」であり、④相手方は「占有者」であり、⑤請求できる内容は「その物の回復」であり（民法 193 条）、⑥そして、競売や市場での取引による場合には、代価を弁償することが必要です（民法 194 条）。判例を中心に、どの要件が問題になっているかについて正確に押さえるようにしておきましょう。

類似過去問	平 7-10(辰過本 2-180), 平 21-10(2-174)
-------	-----------------------------------

ア誤り。【参照】大判明 41.10.8

【ここで見抜く】横領された物については、民法 193 条の適用はない。従って、本記述は誤っている。

即時取得（民法 192 条）の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、**盗難又は遺失の時から 2 年間**、占有者に対してその物の回復を請求することができる（民法 193 条）。そして、判例は、本記述と類似の事案において、民法 193 条は、即時取得の例外であり、取引の安全を害するところから、盗品・遺失物の範囲は狭く解釈されるべきであり、**横領された物などについては、本条の適用はない**としている（大判明 41.10.8）よって、A の所有する動産を B が横領して C に売り渡した場合は、民法 193 条は適用されないため、A は C に対してその動産の返還を請求することはできない。

イ誤り。【参照】民法 193 条

【ここで見抜く】即時取得が成立しても、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から 2 年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。従って、本記述は誤っている。

即時取得（民法 192 条）の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、**盗難又は遺失の時から 2 年間**、占有者に対してその物の回復を請求することができる（民法 193 条）。その趣旨は、例外的に権利者を保護する点にある。よって、A の所有する動産を B が盗み、その後 C に売り渡した場合、A は C に対して、**盗難時から 2 年間**その返還を請求することができる。

ウ正しい。【参照】民法 193 条，大判昭 4. 12. 11

即時取得（民法 192 条）の場合において，占有物が盗品又は遺失物であるときは，被害者又は遺失者は，盗難又は遺失の時から 2 年間，占有者に対してその物の回復を請求することができる（民法 193 条）。そして，判例は，本記述と類似の事案において，「被害者又は遺失者」（民法 193 条）について，**所有権者に限らず，賃借人も含まれるとしている**（大判昭 4. 12. 11）。判例の結論に賛成する学説は，その理由として，民法 193 条は，即時取得の成立が阻止される 2 年の間，自らの意思によらずに占有を失った者に物の引渡しを求める権利を与えた制度であるということを挙げている。よって，所有権者 A 及び賃借人 B は「被害者」（民法 193 条）に当たり，C による盗難の時から 2 年間は，いずれも D に対して返還を請求することができる。従って，本記述は正しい。 【関連：平 7-10-柱書(2-180)】

エ正しい。【参照】民法 193 条

即時取得（民法 192 条）の場合において，占有物が盗品又は遺失物であるときは，被害者又は遺失者は，盗難又は遺失の時から 2 年間，占有者に対してその物の回復を請求することができる（民法 193 条）。そして，「占有者」（民法 193 条）とは，**盗品・遺失物を善意取得して占有する者をいい，その特定承継人も含まれる**。よって，A は，転得者 D に対して，B による盗難の時から 2 年間は返還請求をすることができる。従って，本記述は正しい。

オ誤り。【参照】最判昭 26. 11. 27

【ここで見抜く】物が滅失した場合には回復請求権が消滅するので，回復に代わる賠償を請求することができない。従って，本記述は誤っている。

即時取得（民法 192 条）の場合において，占有物が盗品又は遺失物であるときは，被害者又は遺失者は，盗難又は遺失の時から 2 年間，占有者に対してその物の回復を請求することができる（民法 193 条）。そして，判例は，本記述と類似の事案において，**物が滅失した場合には回復請求権が消滅するとしている**（最判昭 26. 11. 27）。判例の結論に賛成する学説は，その理由として，請求できる内容は「その物の回復」（民法 193 条）であり，目的物が滅失してしまえば返還請求できないのは当然であるとしている。よって，A は，**盗品が滅失した場合には回復請求権が消滅するため，C に対して回復に代わる賠償を請求することができない**。

以上により，正しい記述はウとエであり，従って，正解は肢 5 となる。